

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年 4月11日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社光通信
【届出者の住所又は所在地】	東京都豊島区西池袋一丁目 4番10号
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区西池袋一丁目 4番10号
【電話番号】	03-5951-3718
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 儀同 康
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社光通信 (東京都豊島区西池袋一丁目 4番10号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社光通信をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社京王ズホールディングスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致いたしません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年4月8日付で提出した公開買付届出書の記載事項一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

〔訂正前〕

(前略)

なお、当社は、対象者の筆頭株主である佐々木英輔氏（対象者の元代表取締役社長。以下「佐々木氏」といいます。）及び佐々木氏が代表取締役を務める株式会社E・Sワン（以下「E Sワン」といい、佐々木氏と併せて「本応募予定株主」と総称します。）との間で、平成26年3月26日付で佐々木氏が所有する対象者株式850,500株（所有割合15.47%）及びE Sワンが所有する対象者株式695,500株（所有割合12.65%）の合計1,546,000株（所有割合28.13%。以下「本応募予定株式」といいます。）全てを応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株式のうち、佐々木氏が所有する対象者株式850,500株については、佐々木氏と日本証券金融株式会社（当時の大阪証券金融株式会社）の間の顧客貸付契約に基づく質権（以下「本質権」といいます。）が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことですが、本応募契約において本応募予定株主が所有する対象者株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのことでした。また、対象者公表の平成26年4月7日付「株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、対象者の平成26年3月13日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表しているとおり、E Sワン所有の対象者株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、E Sワンが所有する対象者株式について、平成26年3月13日付で処分禁止の仮処分命令を申立て、同月25日付でかかる仮処分決定を得ていることから、当該仮処分決定が存在する状況では、E Sワンは本公開買付けに応募できない状況にあるとのことでした。対象者プレスリリースによれば、対象者の方針としては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示する予定とのことでした。本応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(後略)

〔訂正後〕

(前略)

なお、当社は、対象者の筆頭株主である佐々木英輔氏（対象者の元代表取締役社長。以下「佐々木氏」といいます。）及び佐々木氏が代表取締役を務める株式会社E・Sワン（以下「E Sワン」といい、佐々木氏と併せて「本応募予定株主」と総称します。）との間で、平成26年3月26日付で佐々木氏が所有する対象者株式850,500株（所有割合15.47%）及びE Sワンが所有する対象者株式695,500株（所有割合12.65%）の合計1,546,000株（所有割合28.13%。以下「本応募予定株式」といいます。）全てを応募する旨の公開買付けへの応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。もっとも、当社は、平成26年4月9日、本応募予定株主から、()新規事業及び借入金返済のために資金が緊急に必要なとの理由からE Sワンが所有する本応募予定株式の一部である500,000株（所有割合9.10%。以下「本売却株式」といいます。）を本公開買付けに応募せずに市場売却したい旨、及び、()本売却株式以外の本応募予定株式の応募の期限を、佐々木氏が所有する本応募予定株式とE Sワンが所有する本売却株式以外の本応募予定株式を同時に本公開買付けに応募するための事務手続を余裕をもって対応できるよう、本応募契約に定める本公開買付け開始後1週間以内（平成26年4月14日まで）から平成26年5月15日までに変更したい旨の申入れを受け、()については、下記のとおり対象者が本公開買付けに賛同している

こと、本公開買付価格が対象者の従前の市場株価に一定のプレミアムを付したものであること等からすれば、本売却株式が本公開買付けに応募されなかったとしても、その他の対象者の株主の皆様に応募により、対象者を当社の連結子会社とすることが可能であると見込まれること、()については期限を変更するものに過ぎず最終的な応募はなされる予定であり、本応募予定株主も本応募契約に基づき本売却株式以外の本応募予定株式を本公開買付けに応募する旨を確約していることを考慮のうえ、かかる申入れを承諾しております。

なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株式のうち、佐々木氏が所有する対象者株式850,500株については、佐々木氏と日本証券金融株式会社(当時の大阪証券金融株式会社)の間の顧客貸付契約に基づく質権(以下「本質権」といいます。)が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことですが、本応募契約において本応募予定株主が所有する対象者株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのこと。また、対象者公表の平成26年4月7日付「株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、対象者の平成26年3月13日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表しているとおり、ESワン所有の対象者株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、ESワンが所有する対象者株式について、平成26年3月13日付で処分禁止の仮処分命令を申立て、同月25日付でかかる仮処分決定を得ていることから、当該仮処分決定が存在する状況では、ESワンは本公開買付けに応募できない状況にあるとのことでしたが、対象者公表の平成26年4月11日付「当社株主への仮処分命令申立ての取下げ決定等に伴う『株式会社光通信による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ』の一部訂正に関するお知らせ」(以下「対象者訂正プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、当該仮処分命令の申立てを取り下げる決定をしたとのこと。対象者訂正プレスリリースによれば、かかる決定を行った理由としては、本応募予定株主のうちESワンが所有する対象者普通株式の売却を行うことにより、佐々木氏の対象者への影響を排除することを最優先事項と考え、本決定に至ったとのことであり、これにより、ESワンは本公開買付けへの応募及び市場での株式の売却が可能となるとのこと。対象者訂正プレスリリースによれば、対象者は、今後については、佐々木氏に対する債権保全に向けた働きかけを本応募予定株主に対し、行っていく所存とのこと。本応募契約の概要については、下記「(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

(後略)

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

(訂正前)

当社は、本応募予定株主との間で、平成26年3月26日付で本応募契約を締結しました。本応募契約において、当社は、本応募予定株主との間で、本応募予定株主は本公開買付けの開始後1週間以内に本応募予定株式を本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しております。なお、本応募契約では、当社による本公開買付けの実施以外に本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められておりません。

なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株式のうち、佐々木氏が所有する対象者株式850,500株については、本質権が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことですが、本応募契約において本応募予定株主が所有する対象者株式に担保権がなされている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのこと。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の平成26年3月13日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表しているとおり、ESワン所有の対象者株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、ESワンが所有する対象者株式について、平成26年3月13日付で処分禁止の仮処分命令を申立て、同月25日付でかかる仮処分決定を得ていることから、当該仮処分決定が存在する状況では、ESワンは本公開買付けに応募できない状況にあるとのこと。なお、当社は本応募契約を締結する時点においては、当該申立及び仮処分決定の事実を認識していませんでした。対象者プレスリリースによれば、対象者の方針としては、本公開買付けに賛同するという方針に伴い、本応募予定株主と協議を行い、当該仮処分命令申立ての取下げに向けすすめていきたいと考えており、対応を実施した際には、必要事項について速やかに開示する予定とのこと。

(訂正後)

当社は、本応募予定株主との間で、平成26年3月26日付で本応募契約を締結しました。本応募契約において、当社は、本応募予定株主との間で、本応募予定株主は本公開買付けの開始後1週間以内に本応募予定株式を本公開買付けに応募し、当該応募を撤回しない旨を合意しております。なお、本応募契約では、当社による本公開買付けの実施以外に本公開買付けへの応募に関する前提条件は定められておりません。但し、当社は、平成26年4月9日、本応募予定株主から、()新規事業及び借入金返済のために資金が緊急に必要なとの理由からESワンが所有する本売却株式を本公開買付けに応募せずに市場売却したい旨、及び、()本売却株式以外の本応募予定株式の応募の期限を、佐々木氏が所有する本応募予定株式とESワンが所有する本売却株式以外の本応募予定株式を同時に本公開買付けに応募するための事務手続を余裕をもって対応できるよう、本応募契約に定める本公開買付け開始後1週間

以内（平成26年4月14日まで）から平成26年5月15日までに変更したい旨の申入れを受け、（ ）については、下記のとおり対象者が本公開買付けに賛同していること、本公開買付価格が対象者の従前の市場株価に一定のプレミアムを付したものであること等からすれば、本売却株式が本公開買付けに応募されなかったとしても、その他の対象者の株主の皆様の応募により、対象者を当社の連結子会社とすることが可能であると見込まれること、（ ）については期限を変更するものに過ぎず最終的な応募はなされる予定であり、本応募予定株主も本応募契約に基づき本売却株式以外の本応募予定株式を本公開買付けに応募する旨を確約していることを考慮のうえ、かかる申入れを承諾しております。

なお、本応募予定株主によれば、本応募予定株式のうち、佐々木氏が所有する対象者株式850,500株については、本質権が設定されており、本質権が解除されるまでは、本公開買付けに応募できない状況にあるとのことですが、本応募契約において本応募予定株主が所有する対象者株式に担保権が付されている場合には担保権を抹消することが義務付けられており、佐々木氏は、本公開買付けが開始された場合、本質権に係る被担保債務を弁済することにより本質権を解除し、本公開買付けに応募する予定とのこと。また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者の平成26年3月13日付「特別損失の計上に関するお知らせ」で公表しているとおり、E Sワン所有の対象者株式に対する質権設定手続をすすめる必要があり、その法的措置の一環として、E Sワンが所有する対象者株式について、平成26年3月13日付で処分禁止の仮処分命令を申立て、同月25日付でかかる仮処分決定を得ていることから、当該仮処分決定が存在する状況では、E Sワンは本公開買付けに応募できない状況にあるとのことでしたが、対象者訂正プレスリリースによれば、対象者は、平成26年4月11日開催の取締役会において、当該仮処分命令の申立てを取り下げる決定をしたとのこと。対象者訂正プレスリリースによれば、かかる決定を行った理由としては、本応募予定株主のうちE Sワンが所有する対象者普通株式の売却を行うことにより、佐々木氏の対象者への影響を排除することを最優先事項と考え、本決定に至ったとのことであり、これにより、E Sワンは本公開買付けへの応募及び市場での株式の売却が可能となるとのこと。対象者訂正プレスリリースによれば、対象者は、今後については、佐々木氏に対する債権保全に向けた働きかけを本応募予定株主に対し、行っていく所存とのこと。

以上